

# I. 計画の概要

## 1. 計画策定の背景

盛岡のまちづくりは、南部信直による慶長3年（1598）の盛岡城築城を契機に進められ、当時の城下町や街道の整備が現在の中心市街地の基礎となっている。

盛岡城は築城から35年後の寛永10年（1633）、南部重直が入城して以来、江戸時代を通じて盛岡藩南部家の居城として機能したが、明治7年（1874）城内の建物は取り壊され、明治39年（1906）には、近代公園の父として知られる長岡安平の設計により岩手公園として整備された。

市街地や岩手山等の眺望のほか、春はウメやサクラ、秋にはモミジの紅葉を楽しめる名所となり、昭和12年（1937）には「今濠渥石壁土塁尚ヨク存シ舊規模ノ見ルベキモノアリ」として国の指定史跡となっている。

史跡指定後は、昭和31年（1956）に岩手公園の都市計画決定以降、石垣修理等をはじめとする史跡の歴史的環境保全のための管理・復旧等のほか、便益施設や管理施設の整備、都市公園としての維持・管理、環境整備に主眼を置いた整備事業等を進めていたため、個々の事業に対して進捗を図ることで十分であった。

しかしながら、史跡現状変更の明確な基準が存在しなかったことから、大規模な史跡整備・公園整備を計画的に推進できないこと等の弊害があり、平成21年度から23年度にかけて、盛岡城跡の歴史的環境を適切に保存・管理していくための方法や基準のほか、将来的な史跡の保存整備（石垣修復等）や公園整備に向けた基本方針を定め、盛岡城跡の積極的な利活用を図るための指針として、『史跡盛岡城跡保存管理計画』（以下「保存管理計画」）を策定した。

今後は、より具体的な盛岡城跡の保存整備・活用のありかたを定め、事業の進捗を図っていく必要がある。

## 2. 計画の目的

本計画は、史跡保存管理計画において示された保存・整備・活用の基本方針等に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産として、さらに市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としての活用を推進するための整備の基本方針を定めるものである。

## 3. 計画の期間

本計画の対象期間は、平成25年度から平成44年度までの20年間とし、この期間における整備目標を策定するものとする。

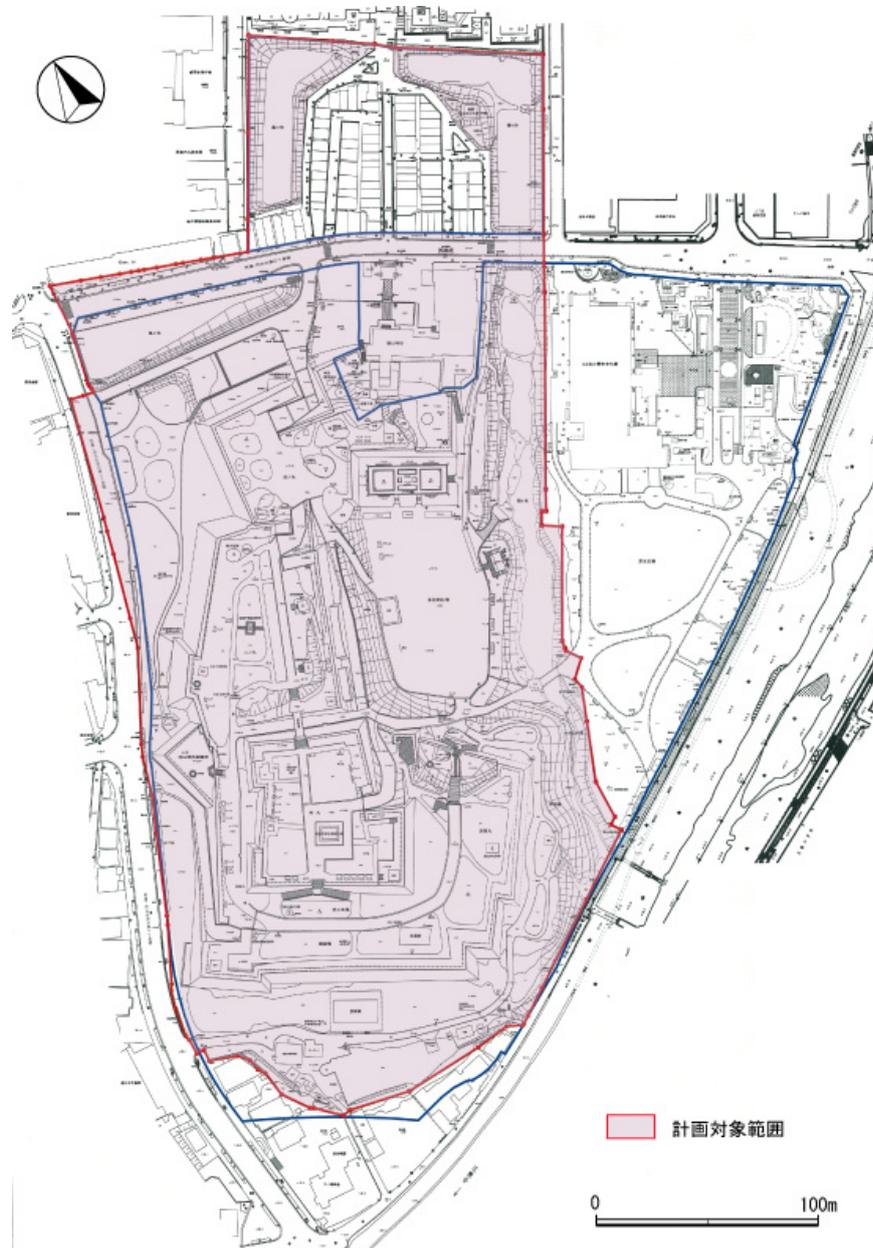
なお、計画期間内の実施が困難であるが、将来的に整備が必要と思料されるものについては、長期整備目標として位置づけるものとする。

#### 4. 計画の対象範囲

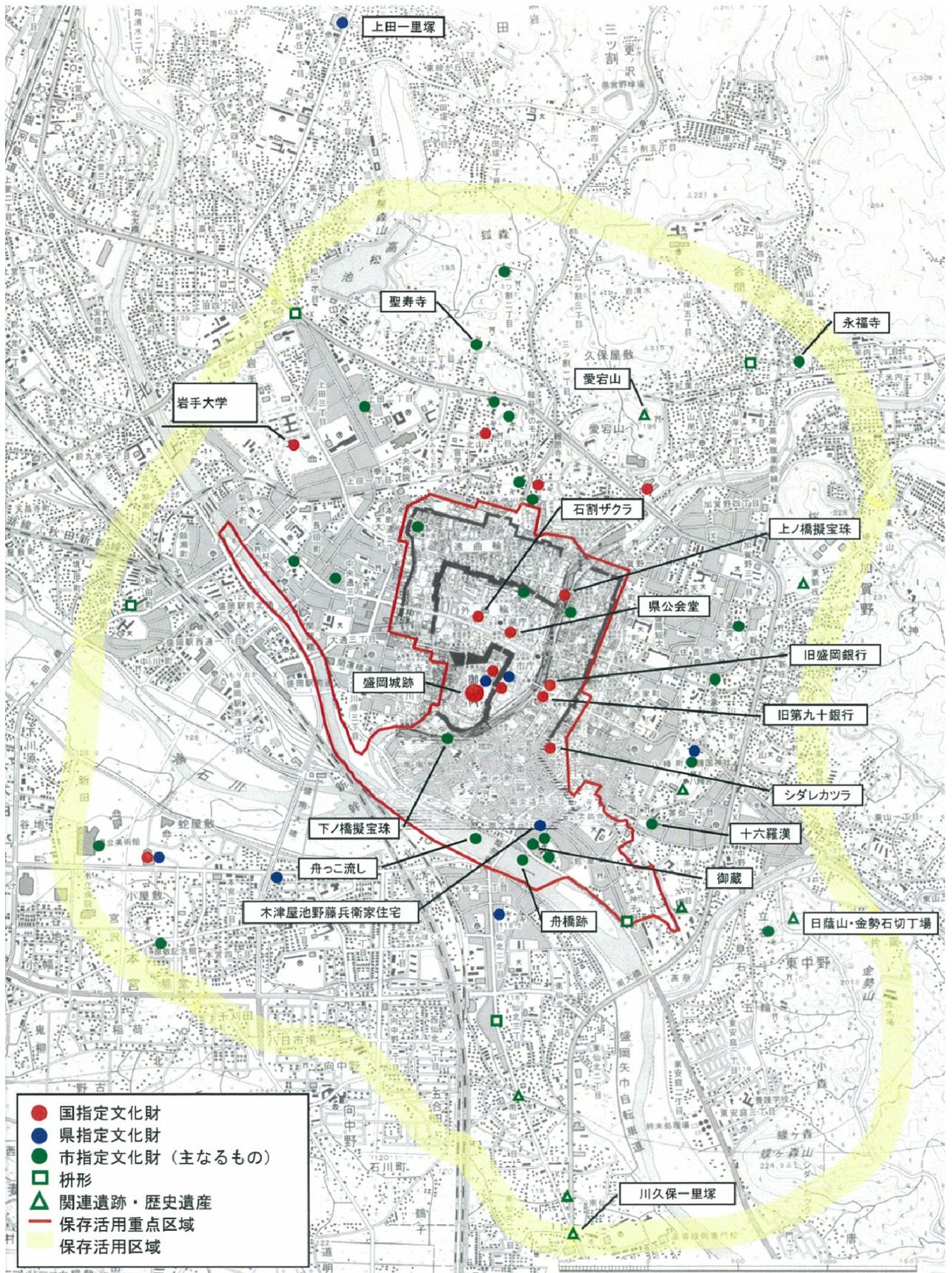
本計画については史跡盛岡城跡の範囲を対象とするが、商業地（櫻山神社参道地区：保存管理計画第4種地区）については、将来のまちづくりについて、地元関係者等との協議を継続しつつ、本市全体のまちづくりとして長期的に整備を検討する地区と保存管理計画に位置づけていることから、本計画範囲から除外するものとする。

なお、利活用の面で深く関連する史跡東側の芝生広場（旧重臣屋敷地）のほか、盛岡城の内曲輪内にありながら史跡指定地外となっている西側の内堀に相当する旧北上川河道までの範囲や史跡南側の内堀までの範囲等、隣接する地域も視野に入れた検討を行うものとする。

また、史跡と密接に関係する城下町の範囲については、『盛岡市歴史文化基本構想』において、盛岡城の総構と交通（街道・水運）に関連の深い地域を「歴史文化保存活用重点区域」とし、域内に存在する指定文化財や未指定の文化財、歴史遺産について周知に努めるとともに、積極的に保存活用を図ることとしている。



計画対象範囲



関連文化財群5 盛岡城と城下町ー歴史文化保存活用区域ー

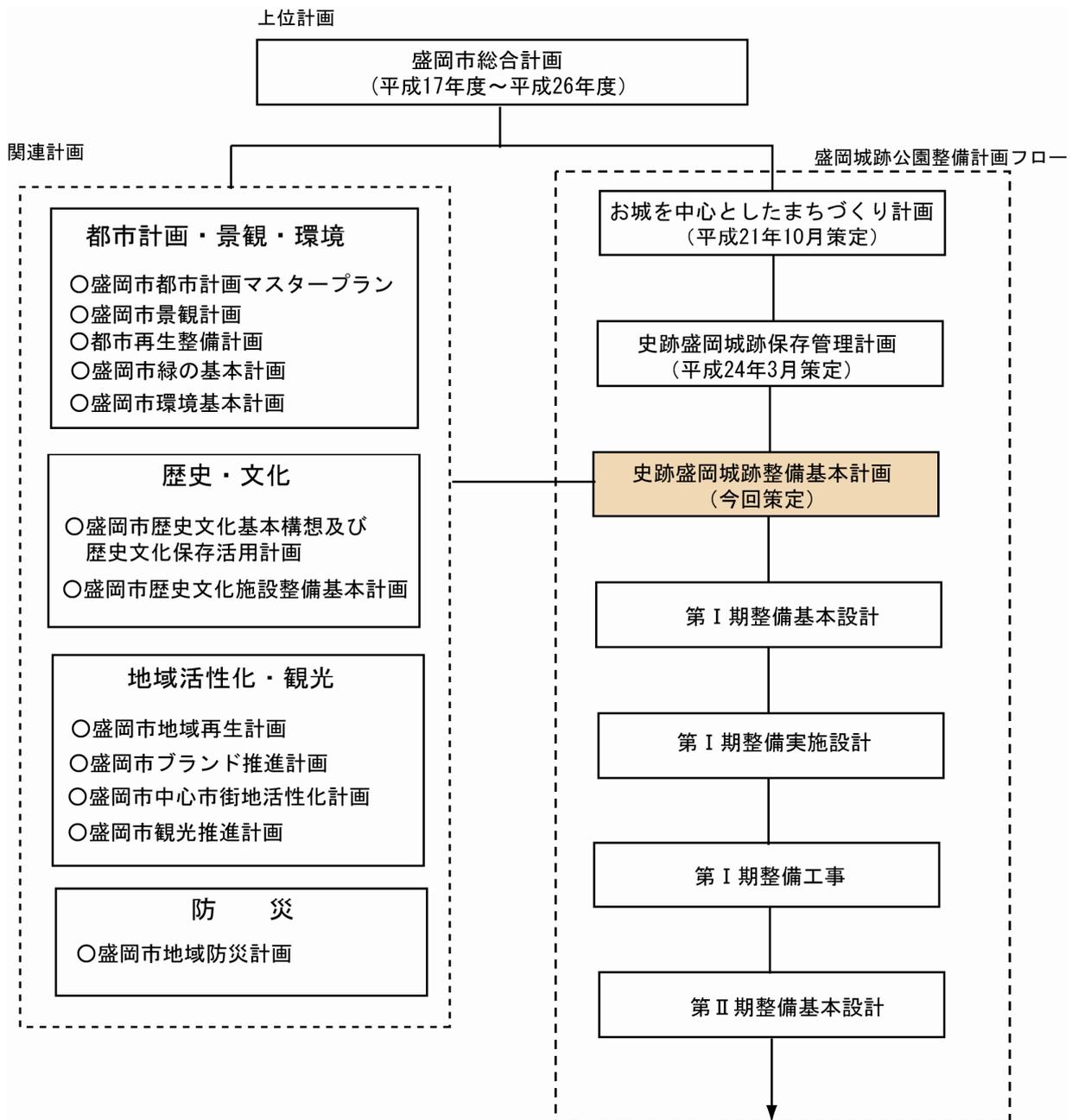
盛岡市歴史文化保存活用区域

(『盛岡市歴史文化基本構想』より転載)

## 5. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のフローの通りである。本計画は平成21年10月策定の「お城を中心としたまちづくり計画」、平成24年3月策定の保存管理計画を受けて、盛岡城跡公園の具体的な整備方針を定めるものである。

本計画策定後はその事業計画に沿って、第Ⅰ期、第Ⅱ期と順次、基本設計、実施設計、整備工事を進めていくこととする。なお、関連計画において都市計画・景観・環境、歴史・文化、地域活性化・観光、防災の分野で盛岡城跡公園に触れられているが、特に「盛岡市歴史文化基本構想及び歴史文化保存活用計画」、「盛岡市歴史文化施設整備基本計画」は本計画と密接に関連する部分が多いため、その内容を踏まえつつ計画策定を行っていくものとする。



関連計画一覧（策定年次順）

名 称	策定年度 計画期間	主 管	概 要	盛岡城跡の位置づけ
盛岡市総合計画	平成17年度～26年度	企画調整課	平成17年度～26年度の10年間の盛岡市の取るべき方向性を決定し、どのようなまちを目指していくのかを示し、これを実現するための行政経営の理念を明らかにしている。本市の諸計画の最上位計画である。	施策の柱4「共に生き未来を創る教育・文化」内の「施策:5.歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用」に盛岡城跡の保存整備が位置づけられている。
盛岡市地域再生計画	平成16年6月策定 平成17年11月認定	企画調整課	盛岡城跡を中心に中心市街地が高密度に形成された盛岡市の特性を生かし、市民やNPOとの協働を図りながら、「まちなか観光」「まちなか居住」を推進することにより、中心市街地における観光や商業の活性化と市民の都心居住回帰を図り、活力ある地域経済を再生することを目的とした計画である。	地域再生の要となる中心市街地の歴史的・文化的資源の中心的存在として位置づけられている。
盛岡市ブランド推進計画	平成17年度～26年度	ブランド推進課	盛岡の自然風土・人情・まちなみ・芸術文化・特産品などにおける盛岡らしさ、盛岡の価値に着目し、「盛岡をおとずりたい」「盛岡で暮らしたい」「盛岡のものを使いたい、求めたい」など、盛岡を選んでいただける手がかりとしてブランドづくりをおこなう10年間の行動計画。	文化暮らし個別推進事業の「歴史・人材ブランド」に位置づけられ、東北一美しい石垣をもつ緑豊かな公園としての利活用がうたわれている。
盛岡市歴史文化施設整備基本計画	平成19年1月	歴史文化課	平成23年度に開館を予定していた「もりおか歴史文化館」の運営にあたり、同施設を盛岡城跡と城下町（中心市街地）を屋外展示ととらえ、地域へと広がるミュージアムづくりや、個性的な活動展開を実施するうえでの基本的な考え方を示したものの。	盛岡城跡を「最大の展示物」としてとらえ、積極的に展示や事業に取り入れ、館と一体化した展開を図る方針が示されている。
盛岡市地域防災計画	平成20年2月	消防防災課	災害対策基本法（昭和36年法律223号）の規定に基づき、盛岡市域に係る防災対策に関し防災上必要な業務の大綱等を定めた計画。都市防災計画においては、災害時の避難場所の確保、火災の延焼防止並びに各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備が必要とされている。	広域避難所に指定されており、有効面積67,622㎡に対し33,811人の収容可能人数を見込んでいる。
都市再生整備計画	平成20年度～24年度	道路建設課 市街地整備課 盛岡南整備課 景観政策推進事務局 上下水道局 玉山事務所	都市の再生が必要な区域において、都市再生特別措置法に基づいてまちづくり交付金の交付を受け、事業を推進することにより、都市の再生を図ることを目的として策定された計画。盛岡市においては5つ計画策定地区が設定された。	5つの計画策定地区の中に盛岡城跡公園周辺地区が認定され、盛岡城跡公園を中心に歩いて楽しむ環境を創出し、賑わいのある市街地形成を促進するために、盛岡城跡公園周辺の回遊性の向上及び盛岡駅方面からのアクセスを高めるための歩道整備等のほか、もりおか歴史文化館及び前庭整備の実施が計画されている。

名 称	策定年度 計画期間	主 管	概 要	盛岡城跡の位置づけ
盛岡市観光推進計画	平成20年度～26年度	観光課	本市の観光に関する施策の方向性とまちづくりビジョンを示し、これを実現するための行政経営の理念を明らかにしたものである。 施策の方向性を「歩いて楽しむまち、個性豊かな観光文化都市」とし、歴史的まちなみ、建造物、蔵、史跡等を観光ポイントとして整備推進することとしている。	石垣のライトアップ、各種イベントの開催等、市街地中心部の観光拠点としての位置づけがなされている。
盛岡市景観計画	平成21年3月	景観政策推進事務局	昭和59年度に策定した都市景観形成ガイドラインによる景観施策を継承・発展させ、歴史や文化を大切にしたい「潤いと彩りのあるまちの風景づくり」を目標像に、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」を実現していくこととしている。 この目標像を実現するため、「ふるさととの山の眺望を大切にしたい風景づくり」、「歴史と伝統が息づく風景づくり」など5つのテーマを掲げ、盛岡固有の景観を守り、創り、育てる施策を展開していくこととしている。	景観形成重点地域の歴史景観地域「盛岡城跡公園とその周辺ゾーン」、街路景観地域「市街地の幹線道路」に盛岡城跡が指定されている。また、盛岡城跡からの眺望の確保については、史跡地の周辺及び隣接地が一体となって歴史的雰囲気形成するものと位置づけ、山並み眺望として、「岩手公園からの岩手山眺望領域」「岩手公園からの南昌山の眺望領域」の確保が位置づけられている。
盛岡市都市計画マスタープラン	平成22年3月改訂	都市計画課	市町村の望ましい都市像をまちづくりの目標とし、住民参加のもとに策定される都市計画の基本方針となるもので、全体構想と全15地区の地域別構想により構成されている。 盛岡の財産である自然や歴史を維持あるいは活用することで次世代へ継承していくことを基調とした上で、都市の賑わいや活力を高め、人や環境にやさしいまちづくりを目指すものとしている。	地域別構想のうち中心地区に含まれている。
盛岡市緑の基本計画	平成22年12月改訂	公園みどり課	都市公園の整備や公共施設の緑化をはじめ、民有地の緑化や緑化意識の高揚などのソフト施策を含めた総合的な計画であり、本市が進める「恵まれた自然と共に生き、互いにささえあう健康福祉都市」を、緑の政策面から推進していくこととするものである。	「盛岡の歴史に触れ合える緑地」とされ、盛岡らしい歴史と風土を感じられる景観を構成する緑地、岩手山を望む緑豊かな視点場として位置づけられている。
盛岡市歴史文化基本構想及び歴史文化保存活用計画	平成22年度	歴史文化課	「基本構想」については、盛岡市内の文化財について、文化財と地域との関係や自然環境、背景を含めて総合的把握を行い、歴史性や地域性を活かしたまちづくり、地域づくりを目指すことを目的としている。 「保存活用計画」については、歴史文化基本構想に基づき、関連文化財群の内容を明確にして、歴史文化保存活用区域を設定し、市内に多く所在する文化財を保存活用し、まちづくりにつなげていくことを目的としているものである。	城下町の中心であり、城下町形成の原点であった盛岡城跡（盛岡城跡公園）を中核として、中心市街地に分布する文化財の保存と活用を図ることとし、隣接するもりおか歴史文化館については、盛岡城跡や城下町そのものを野外展示、歴史文化館を屋内展示としてとらえ、史跡盛岡城跡や城下町などの保存活用の拠点施設として位置づけることとしている。
盛岡市環境基本計画	平成23年度～32年度	環境企画課	環境施策の計画的な推進や、市・事業者・市民の連携と協力で環境の保全と創造の取り組みを進めようとするもので、「めざす環境像」「市の環境施策の基本的方向」「事業者・市民が環境に配慮する上での指針」などを示し、環境行政のマスタープランとしての役割を担うもの。	美しい景観のまちなみや眺望、歴史的・文化的遺産など人にとっておいや安らぎをもたらす環境の保全と創造を目指すこととされ、史跡盛岡城跡も保全されるべき対象と位置づけられている。

### ①お城を中心としたまちづくり計画の概要

城下町盛岡の原点であり、市街地の核であるお城（盛岡城跡）を中心とした地区において、史跡の保存整備と都市公園整備との調和のもとに、お城の風格や城下町的情緒等地区の特性を活かした総合的なまちづくりを通して、都心の魅力を高め、地区の活性化を促すことを目的に策定された。

計画の対象地区を史跡指定地及び都市公園範囲を「史跡・公園エリア」、盛岡城跡を中心とした概ね直径1kmを「お城周辺エリア」として、エリア毎にまちづくりの具体的な実施計画を推進しようとするもので、当計画については、盛岡城跡公園（岩手公園）の整備計画、櫻山神社参道地区（盛岡城下曲輪部分）の方向性の検討も位置付けられており、本計画の実現化方策の一環として史跡保存管理計画の策定も位置づけられている。



## ②史跡盛岡城跡保存管理計画の概要

史跡盛岡城跡を構成する要素の価値を再認識し、史跡整備・公園整備等の推進、明治期に改変された遺構の取り扱い方針、石垣の保存修理、現状変更の取り扱い等、盛岡城跡が抱える諸課題に対応し、適切に盛岡城跡を保存管理するための基本的な条件整理を行い、保存管理の基本方針を策定することを主目的として策定された。

### 地区区分と現状変更許可基準（地区区分図については78頁を参照）

地区	説 明
第1種地区	<p>本丸全域と本丸御末門に登る坂道</p> <p>原則として、史跡の整備・活用以外の現状変更は認めない。ただし、既存の公園施設をはじめとする工作物の修繕及び樹木等伐採については、協議の上現状変更の可否を判断する。</p>
第2種地区	<p>二ノ丸、三ノ丸、榊山稻荷曲輪、腰曲輪、鳩門周辺、土塁、内堀（盛土部分の店舗建築範囲、都市計画道路部分を除く）。</p> <p>史跡整備・活用に関係する現状変更のほか、石垣等の遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽以外は認めない。</p> <p>なお、公園管理施設の新設及び改築については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。</p>
第3種地区	<p>城の中心部をとりまく御台所（多目的広場）、三ノ丸北側平坦地、櫻山神社境内、吹上門西側から榊山稻荷曲輪西側を経て三ノ丸西側にいたる平坦地、腰曲輪南側から東側にかけての平坦地。</p> <p>史跡整備・活用に関連する現状変更、地形の改変及び石垣等の遺構に影響を及ぼさない範囲の植栽、地形を改変しない範囲での公園施設の新設以外は認めない。</p> <p>なお、既存の宗教施設や公園施設の改修については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。</p>
第4種地区	<p>下曲輪内部（櫻山神社参道地区）、内堀の一部（盛土部分の店舗建築範囲）、都市計画道路中ノ橋大通線及び下ノ橋更ノ沢線の一部。</p> <p>史跡整備・活用についての現状変更のほか、遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽、地形を改変しない範囲での工作物及び公園施設の新設について現状変更を許可するものとし、既存建築物等の改修・修繕等、建物の維持のために必要な措置については、行為の内容や必要性に応じて判断するものとする。</p> <p>既存道路（都市計画道路）については、現状維持を図るための修繕等については、現状変更を許可するものとする。</p> <p>店舗等の改築については、今後、諸課題に取り組みつつ、地元関係者等と将来のまちづくりの方向性について協議し、それに即した基準を定める。</p>

地区ごとの保存管理方法

	保 存 管 理 方 法
第 1 種 地 区	<p>①石垣等の遺構の保全を図るとともに、必要に応じて復元・修理等を実施する。</p> <p>②樹木、植物については、必要に応じて伐採等の措置をとる。</p> <p>③公園施設の修繕等については、歴史的な景観への影響を最小限度に留める。</p> <p>④遺構の保存に影響を及ぼす工作物等については、移設等も視野に入れる。</p> <p>⑤発掘調査により遺構が確認された場合は、その状況に応じて保存整備、活用方法を検討する。</p>
第 2 種 地 区	<p>①石垣等の遺構の保全を図るとともに、必要に応じて復元・修理等を実施する。</p> <p>②現存する堀については法面の現状維持を図るとともに、水質浄化を推進する。</p> <p>③現存する土塁の現状地形を保存する。</p> <p>④樹木、植物については、必要に応じて伐採等の措置をとる。</p> <p>⑤公園施設の修繕等については、歴史的な景観への影響を最小限度に留める。</p> <p>⑥遺構の保存に影響を及ぼす工作物等については、移設等も視野に入れる。</p> <p>⑦発掘調査により遺構が確認された場合は、その状況に応じて保存整備、活用方法を検討する。</p>
第 3 種 地 区	<p>①現存する地形の保全を図る。</p> <p>②公園施設の修繕等については、歴史的な景観への影響を最小限度に留める。</p> <p>③樹木、工作物等については、必要に応じて伐採、移設等も視野に入れ、史跡の保全に努める。</p> <p>④発掘調査により遺構が確認された場合は、その状況に応じて保存整備、活用方法を検討する。</p>
第 4 種 地 区	<p>①道路（都市計画道路）や既設の埋設管等については、それぞれの管理者が必要な維持管理をおこなうものとする。</p> <p>②櫻山神社参道地区内の既存建物の維持等については、史跡・公園区域との共存共栄が図られるよう、地元関係者等との協議を踏まえて計画するものとする。</p>